文教・子ども委員会資料
令和４年１１月９日
教育委員会事務局教育指導課

令和４年度　いじめ問題を考えるめぐろ子ども会議の実施について

１　趣　旨

平成２９年４月に施行した「目黒区いじめ防止対策推進条例」では、子どもの尊厳及び基本的人権を侵害するいじめは絶対に許されない行為であると示した上で、第４条２項に「児童等は、他の児童等とともに主体的に、いじめの防止等に努めるものとする。」と規定している。

これを受け、「目黒区いじめ防止基本方針」では、「いじめについて児童・生徒が主体的に考えるいじめの未然防止等の活動の充実」を掲げ、いじめの未然防止等の取組を推進しているところである。

目黒区教育委員会では、各学校において全児童・生徒がいじめ問題について考え、話し合う機会を設けた上で、中学校区ごとの代表学年に所属する全児童・生徒によるいじめ問題に関連した意見交換の実施を通して、児童・生徒一人ひとりがいじめに対する正しい認識をもつとともに、いじめのない学校を目指そうとする態度を育てることを目的として、いじめ問題を考えるめぐろ子ども会議を主催している。

２　主題及び副主題

（１）主　題　「いじめのない学校をめざして」
（２）副主題　主題を踏まえ、各中学校区で副主題を決定する。

３　実施時期及び会場

人権週間（１２月４日～１０日）前後の１１月～１２月を原則とし、校区の学校で開催する。

４　形　態

各中学校区の規模に応じて、形態を工夫する。

＜形態の例＞

・子ども会議のねらいを確認する場を放送等で代替し、全体では集まらない。
・児童・生徒が主題・副主題に沿って自分の意見を伝え合う場を多く設け、１グループや１教室内の児童・生徒数を少なくする。
・「意見交流会」の結果を共有する場を放送等で代替し、全体では集まらない。

５　参加者

・各学校代表学年に所属する全児童・生徒
・校長を含む関係区立学校教職員
・区教育委員会事務局職員

６　参観者

＜参観者の例＞

・区教育委員
・学校評議員、地域教育懇談会の構成員、ＰＴＡ役員、主任児童委員、その他校長が認める者（保護者、地域の関係者等）

７　実施の予定について

別紙「令和４年度『いじめ問題を考えるめぐろ子ども会議』実施予定表」のとおり

８　事前から事後までの指導について

いじめ問題を考えるめぐろ子ども会議を要として、子どもたちが主体的にいじめ問題やいじめを防ぐことについて考えたり、話し合ったりすることを通して、いじめを許さないという意識を培うとともにいじめを許さない態度を身に付けるようにする。

（1）事前指導
ア　目黒区のいじめ防止に係る条例及び基本方針の内容を紹介する資料（資料１（小学生用）、資料２（中学生用））を配布し、いじめ防止について考えさせる。
イ　事前に作成した「ＳＴＯＰ！いじめ　私の行動宣言」（資料３（低学年）、資料４（中学年）、資料５（高学年・中学生））を振り返らせる。
ウ　「いじめ総合対策【第２次・一部改定】下巻（実践プログラム編）」等を参考に、各学級で副主題について考えたり、話し合ったりする時間を設ける。
エ　意見交換会の際に司会をする児童・生徒にスムーズな進行と、深い議論、参加者の意見を引き出す方法を指導する。
（2）当日の会議の進め方
ア　主題や、目黒区のいじめ防止に係る条例や基本方針の内容を紹介する資料を基に、いじめ防止についての自分の考えを広げたり深めたりできるようにする。また、児童・生徒が活発に意見交換をしやすい環境づくりに努める。
イ　主題や副主題を基に、生徒が司会を務め、児童とともに話し合う。
ウ　協同学習の技法等を活用し、いじめに対する考えを深めたり、広げたりできるようにする。
エ　意見交換が円滑に進むよう必要に応じて教員が支援する。
（3）事後指導
ア　子ども会議に参加した児童・生徒による報告等の機会を設け、参加していない児童・生徒のいじめ防止についての考えを広げたり深めたりできるようにする。
イ　事前に作成した「ＳＴＯＰ！いじめ私の行動宣言」を基に、児童・生徒一人ひとりがいじめ防止に引き続き取り組む。また、その取組をいじめアンケートの際に振り返るなど、定期的に取組を振り返る機会を設ける。

９　実施上の留意事項
（1）児童・生徒に、不安や悩みを抱えたときは、身近にいる信頼できる大人に相談するよう指導し、相談窓口（資料６（一人で悩まず、相談しよう））を周知する。
（2）「いじめ問題を考えるめぐろ子ども会議担当者研修」を生かし、当日の会議の進め方等を工夫する。
（3）意見交流会の前後に設定している「全体会」では、放送やオンライン配信等を行うなど、意見交流の時間の確保や密を避けるための工夫をする。
（4）意見交流会の参観については、次のことを基本とし、事前に参観者に周知する。
ア　子ども会議の主体は、児童・生徒であること。
イ　いじめ問題について、学校、保護者、地域が連携して取り組むために、児童・生徒の実態を把握するための参観であること。
ウ　児童・生徒が本音で意見交換ができるような環境づくりを行うこと。
（5）各中学校区で教員の振り返りを行い、アンケート用紙に記入し、取りまとめる。
（6）地域教育懇談会等において、いじめ問題を考えるめぐろ子ども会議の報告を行い、学校と地域の連携による健全育成を推進する。
（7）子ども会議の様子等について、学校だより、学校ホームページ等で発信する。

１０　今後の予定
令和５年　１月１０日　　教育委員会において、実施の報告をする。
令和５年　１月１１日　　文教・子ども委員会において、実施の報告をする。

以　上

別　紙

令和４年度「いじめ問題を考えるめぐろ子ども会議」実施予定表

校　区	実施日時・会場	副主題	会の流れ	参加児童・生徒
1 第一中学校区 菅刈小・駒場小	11 月 4 日(金) 13:45～15:00 第一中学校	想像しよう、相手の心、 変えていこう、自分の言動。	○全体会 ○意見交流会 (16ｸﾞﾙｰﾌﾟ) ○全体会	児童・生徒(166 名) (小)6 年生全員 (131 名) (中)2 年生全員 (35 名)
2 第七中学校区 碑小・月光原小	12 月 20 日(火) 14:00～15:30 第七中学校	一人ひとりを大切にする学校	○全体会 ○意見交流会 (20ｸﾞﾙｰﾌﾟ) ○全体会	児童・生徒(215 名) (小)5 年生全員 (154 名) (中)2 年生全員 (61 名)
3 第八中学校区 大岡山小	12 月 14 日(水) 13:45～15:00 大岡山小学校	「スクールカースト」って…	○全体会 ○意見交流会 (25ｸﾞﾙｰﾌﾟ)	児童・生徒(186 名) (小)6 年生全員 (109 名) (中)2 年生全員 (77 名)
4 第九中学校区 向原小・原町小	11 月 29 日(火) 14:40～15:20 第九中学校	いじめをなくすために私たち にできること、すべきこと	○全体会 ○意見交流会 (20ｸﾞﾙｰﾌﾟ) ○全体会	児童・生徒(143 名) (小)6 年生全員 (89 名) (中)2 年生全員 (54 名)
5 第十中学校区 八雲小・東根小 宮前小	12 月 20 日(火) 13:40～15:10 第十中学校	明るい、活気ある学校とは？ ～自分が　みんなが して　されて うれしいこと　楽しいこと～	○全体会 ○意見交流会 (50ｸﾞﾙｰﾌﾟ) ○全体会	児童・生徒(382 名) (小)6 年生全員 (250 名) (中)2 年生全員 (132 名)
6 第十一中学校区 緑ヶ丘小・中根小	11 月 28 日(月) 14:30～15：20 第十一中学校	ＳＴＯＰ！ＳＮＳいじめ 私たちの行動宣言	○全体会 ○意見交流会 (15ｸﾞﾙｰﾌﾟ) ○全体会	児童・生徒(180 名) (小)5 年生全員 (115 名) (中)2 年生全員 (65 名)
7 東山中学校区 烏森小・東山小	11 月 16 日(水) 13:45～16:00 東山中学校	一人ひとりが「今」できること	○全体会 ○意見交流会 (15ｸﾞﾙｰﾌﾟ) ○全体会	児童・生徒(346 名) (小)6 年生全員 (235 名) (中)2 年生全員 (111 名)
8 目黒中央中学校区 中目黒小・五本木小 鷹番小・上目黒小	12 月 15 日(木) 14:00～15:30 目黒中央中学校	「いじめはなぜ起こるか？」 「いじめが起きたとき、あなた にできることは何か？」 「どんなクラスだといじめが 起きないか？」	○全体会 ○意見交流会 (36ｸﾞﾙｰﾌﾟ) ○全体会	児童・生徒(480 名) (小)5 年生全員 (267 名) (中)1 年生全員 (212 名)
9 大鳥中学校区 下目黒小・田道小 不動小・油面小	12 月 22 日(木) 13:30～15:20 大鳥中学校	「私たちが今、話せること」	○意見交流会 (65ｸﾞﾙｰﾌﾟ)	児童・生徒(459 名) (小)5 年生全員 (295 名) (中)2 年生全員 (164 名)

小学生用

資料１

いじめをなくすために、わたしたちにできること。

いじめを防止するための条例などについて

目黒区では、いじめのない学校を目指して、いじめの防止の取組などについて定める条例と基本方針をまとめ、平成２９年４月から区民の皆さんにお知らせしています。

その中では、「いじめを行ってはならないこと」を改めて定めるとともに、「児童・生徒の役割」、「学校がしなければならないこと」、「保護者がしなければならないこと」、「地域がしなければならないこと」などを決めています。

児童・生徒の役割

１　いじめやいじめを防ぐことについて考えたり、話し合ったりすることを通して、いじめを許さないという意識と行動を身に付ける。

２　いじめを行わない。

３　いじめられたときは、一人で悩むことなく、家族や先生などの周りの大人に相談する。

４　いじめられている人を見た時は、見て見ぬふりをせずに、家族や先生などの周りの大人に相談する。

目黒区いじめ防止基本方針を易しくしたもの

みなさんの役割は、これまでのいじめ問題を考えるめぐろ子ども会議で出された意見や、１００万人の行動宣言で出された宣言などをもとにつくられています。

この役割を果たすためにはどのようなことをすればよいでしょうか。考えてみましょう。

いじめ問題を考えるめぐろ子ども会議

目黒区教育委員会

いじめ　みすごしてない？

（　令和3年度「いじめ防止啓発ポスター」より　）

いじめをしても　いじめを見過ごしても　いけません

ストップ Stop! いじめ

目黒区では、一人ひとりの子どもたちが、生き生きと成長していくことを願い、いじめのない学校をめざして、いじめの防止などの取組のめざす内容（目黒区いじめ防止対策推進条例、目黒区いじめ防止基本方針）をまとめました。（この面の裏を見てください。）

いじめられたら

いじめをみたら

いじめてしまったら

はなしやすい人に相談しよう！

一人でなやまずに、だれかに相談しましょう。かならずあなたを助けてくれます。

あるいは・・・

相談室に電話しよう！

めぐろ学校サポートセンター（電話教育相談）

電話　03-3710-6770

平日10:00～17:00　（土日祝日、年末年始は休み。）

だれでも相談できます。
ともだちのことでもかまいません。
名前はいわなくてもだいじょうぶ。
ひみつは絶対に守ります。

めぐろ はあと ねっと（子ども電話相談）フリーダイヤル　0120-324-810

水曜日から土曜日10:00～17:00　（日祝日、年末年始は休み。）

資料２

中学生用

Think Twice！

いじめを防止するための条例などについて

目黒区では、いじめのない学校を目指して、いじめの防止の取組などについて定める条例と基本方針をまとめ、平成２９年４月から区民の皆さんにお知らせしています。

その中では、「いじめを行ってはならないこと」を改めて定めるとともに、「児童・生徒の役割」、「学校がしなければならないこと」、「保護者がしなければならないこと」、「地域がしなければならないこと」などを決めています。

児童・生徒の役割

１　いじめやいじめを防ぐことについて考えたり、話し合ったりすることを通して、いじめを許さないという意識と行動を身に付ける。

２　いじめを行わない。

３　いじめられたときは、一人で悩むことなく、家族や先生などの周りの大人に相談する。

４　いじめられている人を見た時は、見て見ぬふりをせずに、家族や先生などの周りの大人に相談する。

目黒区いじめ防止基本方針を易しくしたもの

みなさんの役割は、これまでのいじめ問題を考えるめぐろ子ども会議で出された意見や、１００万人の行動宣言で出された宣言などをもとにつくられています。

この役割を果たすためにはどのようなことをすればよいでしょうか。考えてみましょう。

いじめ問題を考えるめぐろ子ども会議

目黒区教育委員会

いじめ　みすごしてない？

（　令和3年度「いじめ防止啓発ポスター」より　）

いじめをしても　いじめを見過ごしても　いけません

Stop! いじめ

目黒区では、一人ひとりの子どもたちが、生き生きと成長していくことを願い、いじめのない学校を目指して、いじめの防止などの取組の目指す内容（目黒区いじめ防止対策推進条例、目黒区いじめ防止基本方針）をまとめました。（この面の裏を見てください。）

いじめられたら

いじめを見たら

いじめてしまったら

話しやすい人に相談しよう！

一人で悩まずに、誰かに相談しましょう。必ずあなたを助けてくれます。

あるいは・・・

相談室に電話しよう！

めぐろ学校サポートセンター（電話教育相談）

電話　03-3710-6770

平日 10:00～17:00　　（土日祝日、年末年始は休み。）

だれでも相談できます。
友だちのことでもかまいません。
名前は言わなくてもだいじょうぶ。
秘密は絶対に守ります。

めぐろ はあと ねっと（子ども電話相談）フリーダイヤル　0120-324-810

水曜日から土曜日 10:00～17:00　（日祝日、年末年始は休み。）

資料３

目黒区 Meguro City 住みたいまち、住み続けたいまち目黒

STOP!いじめ　私の行動宣言

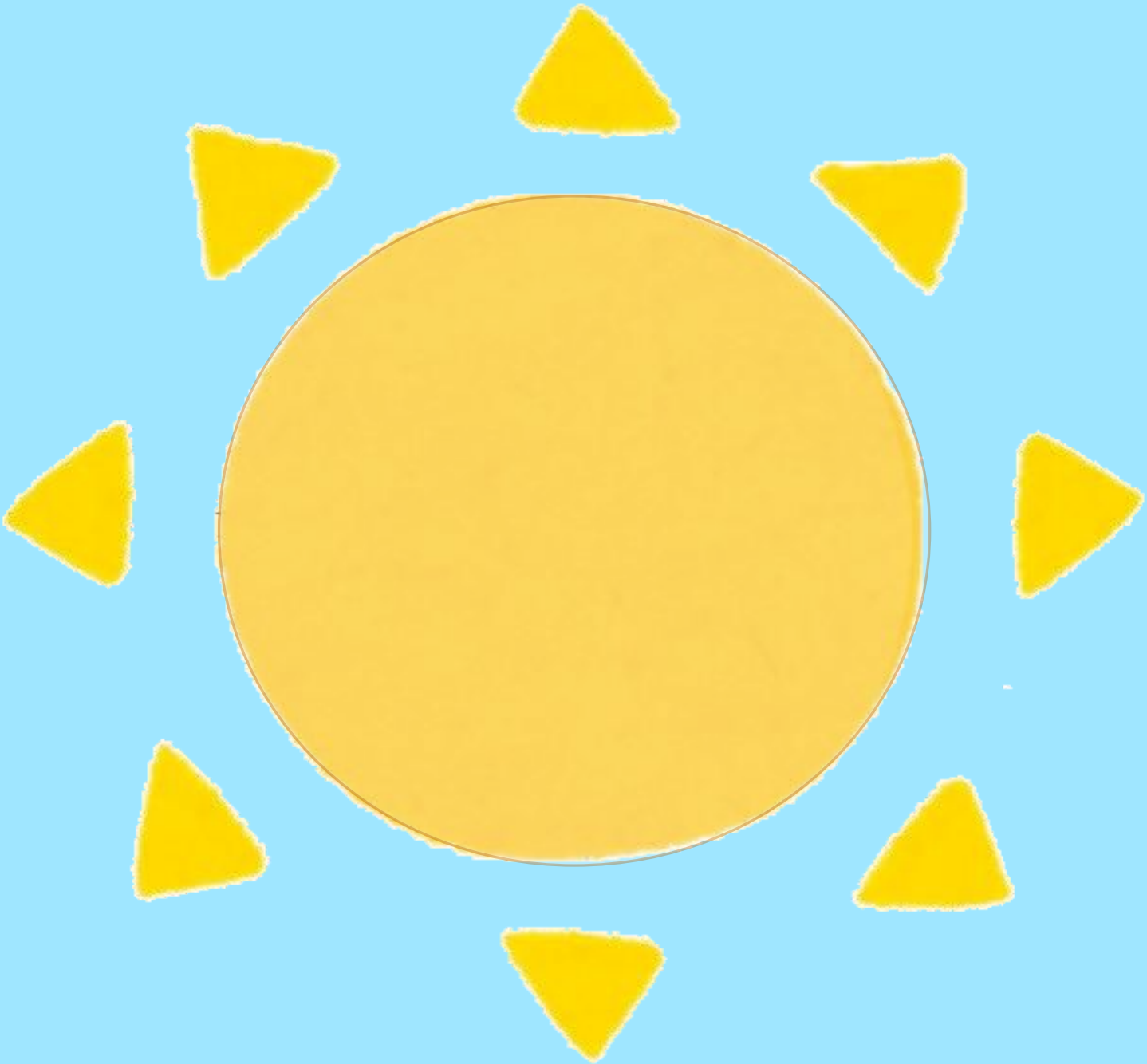

年　　組　名前

資料４

目黒区 Meguro City 住みたいまち、住み続けたいまち目黒

STOP!いじめ　私の行動宣言

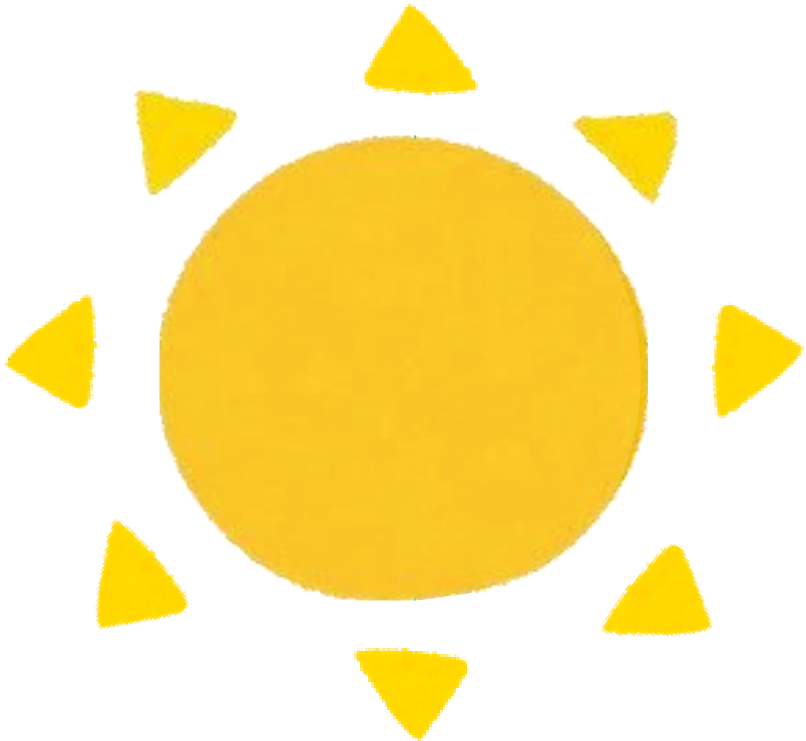

年　　組　名前

資料５

目黒区
Meguro City
住みたいまち、住み続けたいまち目黒

STOP!いじめ　私の行動宣言

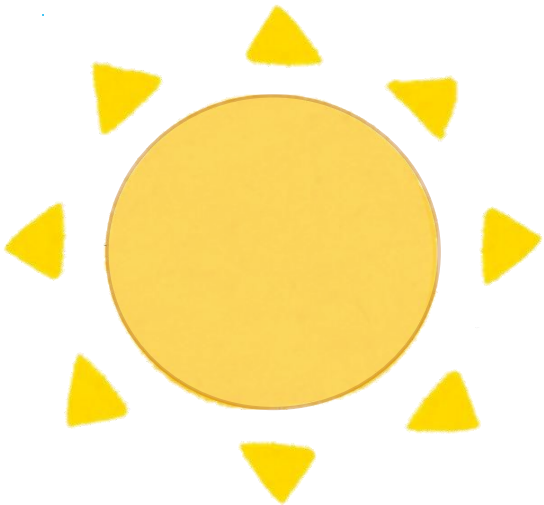

年　　組　名前

不安や悩みがあるときは … 一人で悩まず、相談しよう

目黒区立学校用
令和４年８月版

東京都いじめ相談ホットライン

いじめ、学校生活、家族・友人関係、ヤングケアラー等に関する相談

24時間対応 **0120-53-8288**

メール相談　東京都　教育相談　検索

東京都教育相談センターホームページのメール相談をクリック

東京都教育相談センター

相談ほっとＬＩＮＥ@東京

都内の中学生・高校生向けのSNS相談

ニックネームや通称を使って相談することもできます。

毎日　15:00～23:00

受付は22:30まで

東京都教育相談センター

目黒区の電話相談窓口

めぐろ学校サポートセンター（電話相談）

電話０３－３７１０－６７７０

平日10:00～17:00（土日祝日、年末年始を除く。）

めぐろ　はあと　ねっと（子ども電話相談）

フリーダイヤル０１２０－３２４－８１０

水曜日から土曜日10:00～17:00（祝日、年末年始を除く。）

24時間子供ＳＯＳダイヤル

いじめの問題やその他の子供に関する相談全般

24時間対応

フリーダイヤル　なやみいおう

0120-0-78310

全国統一ダイヤル

こころといのちのほっとライン

生きることに悩んでいる人のための相談

はなしてなやみ

0570-087478

毎日　12:00～翌朝5:30

東京都福祉保健局

話してみなよ　東京子供ネット

いじめ、体罰、虐待等の子供の人権侵害に関する相談

フリーダイヤル　はなして　みなよ

0120-874-374

平日　9:00～21:00　土日祝日　9:00～17:00（年末年始を除く）

東京都児童相談センター（子供の権利擁護専門相談事業）

性暴力救援ダイヤルNaNa

性暴力・性被害に関する相談

24時間対応　ななきゅうきゅう

03-5607-0799

性暴力救援センター・東京

考えよう！いじめ・ＳＮＳ@Ｔｏｋｙｏ

いじめ防止とＳＮＳの適切な利用に役立つウェブサイト・アプリ

◆「こころ空模様チェック」アプリを使って、東京都いじめ相談ホットラインに電話ができます。

◆こたエールのネット相談受付フォームにつながります。

考えよう　いじめ　ＳＮＳ　検索

東京都教育委員会

よいこに電話相談

学校、子育て等、子供に関する相談全般　よいこに

03-3366-4152

聴覚言語障害者相談(FAX)　03-3366-6036

平日　9:00～21:00　土日祝日　9:00～17:00（年末年始を除く）

東京都児童相談センター

ヤング・テレホン・コーナー

非行、いじめ、不登校、犯罪被害等に関する相談

24時間対応　**03-3580-4970**

◆月～金　8:30～17:15　専門の担当者(心理職、警察官)

◆夜間、土日祝日　宿直の警察官　が対応

警視庁　少年相談係

こたエール

ネット・スマホのトラブル相談　なやみゼロに

電話相談　**0120-1-78302**

LINE 相談　アカウント名「相談ほっとLINE@東京」

メール相談　こたエール　検索

月～土　15:00～21:00(祝日・年末年始を除く)

LINE 相談は 20:30 まで受付　メール相談は 24 時間受付

こころの電話相談

心の健康に関する相談　平日9:00～17:00(土日祝日、年末年始を除く)

港、新宿、品川、目黒、大田、世田谷、渋谷、中野、杉並、練馬	千代田、中央、文京、台東、墨田、江東、豊島、北、荒川、板橋、足立、葛飾、江戸川、島しょ地域	多摩地域（23区、島しょ地域以外）
03-3302-7711	03-3844-2212	042-371-5560

東京都立精神保健福祉センター

こころの電話相談室

子供の行動や心の発達等に関する相談

042-312-8119

月～水　9:30～11:30　13:00～16:30（祝日、年末年始を除く）

東京都立小児総合医療センター

不安や悩みは誰にでもあります。身近にいる信頼できる大人や、上にある相談機関に相談してみましょう。